

6.24.2 土壌汚染

6.24.2.1 調査

(1) 調査の概要

1) 文献その他の資料調査

文献その他の資料調査の概要は、表-6.24.2.1.1 に示すとおりです。

表-6.24.2.1.1 土壌汚染に係る文献その他の資料調査の概要

	調査項目	調査位置	調査時期
土壌汚染の 状況	【沖縄防衛局による調査】		
	キャンプ・シュワブ(沿岸地区)の現有建物等調査	キャンプ・シュワブ内 (図-6.24.2.1.1 参照)	平成18年3月～ 平成18年8月
	キャンプ・シュワブ(隊舎地区)の現有建物等調査	キャンプ・シュワブ内 (図-6.24.2.1.1 参照)	平成18年9月～ 平成19年3月

(2) 調査結果

1) 文献その他の資料調査

既存文献調査として、沖縄防衛局が実施したキャンプ・シュワブ内の現有建物等調査結果を用いて、代替施設本体の造成区域内における燃料タンク等の施設一覧を表-6.24.2.1.2に示しました。

代替施設本体の造成区域内に設置された土壌汚染の発生源となると考えられる施設は、燃料タンク 15 施設、工場 1 施設の計 16 施設あります。

表-6.24.2.1.2 燃料タンク等の施設一覧(改変区域内)

No.	種類	運用内容
1	工作物	燃料タンク
2	工作物	燃料タンク
3	工作物	燃料タンク
4	工作物	燃料タンク
5	工作物	燃料タンク
6	工作物	燃料タンク
7	工作物	燃料タンク
8	建物	工場
9	工作物	燃料タンク
10	工作物	燃料タンク
11	工作物	燃料タンク
12	工作物	燃料タンク
13	工作物	燃料タンク
14	工作物	燃料タンク
15	工作物	燃料タンク
16	工作物	燃料タンク

資料1：「キャンプ・シュワブ(沿岸地区)の現有建物等調査 建築物等報告書」

平成19年1月、那覇防衛施設局施設部

2：「キャンプ・シュワブ(隊舎地区)の現有建物等調査 報告書」

平成19年3月、那覇防衛施設局施設部

6.24.2.2 予測

(1) 工事の実施

1) 予測の概要

工事の実施に伴い、現況の施設(燃料タンク等)からの油汚染等の発生が考えられることから、表-6.24.2.2.1に示すとおり予測を行いました。

表-6.24.2.2.1 土壌汚染に係る予測の概要

項目	内容
予測項目	土壌汚染の発生が考えられる施設等の把握
影響要因	・ 造成等の施工による一時的な影響 代替施設本体における造成等の施工
予測地点	代替施設本体の造成区域内において、現況の施設が存在する範囲 (図-6.24.2.2.1 参照)
予測対象時期等	代替施設本体における造成等の施工の工事期間中
予測の手法	既存文献より、現況の施設において油汚染等の発生が考えられる施設の把握を行った。

2) 予測方法

既存文献(現況の建物等調査結果)より、施設の配置・形状や運用内容等を整理し、代替施設本体の造成区域内に存在する油汚染等の発生が考えられる施設の位置等の把握を行いました。

3) 予測結果

各施設の配置・形状や運用内容を踏まえると、油汚染等の発生が考えられる施設は、表-6.24.2.2.2に示すとおり、燃料タンク及び工場の合計16施設が存在することから、代替施設本体の造成等の施工に伴い、現況の施設からの燃料油等による土壌汚染の影響が生じる可能性があります。工事前において土壌の汚染状況の把握及び汚染が確認された場合はこれを除去することから、影響は生じません。

表-6.24.2.2.2 土壌汚染の影響が生じる可能性のある施設一覧

No.	種類	運用内容 ^{注)}
1	工作物	燃料タンク
2	工作物	燃料タンク
3	工作物	燃料タンク
4	工作物	燃料タンク
5	工作物	燃料タンク
6	工作物	燃料タンク
7	工作物	燃料タンク
8	建物	工場
9	工作物	燃料タンク
10	工作物	燃料タンク
11	工作物	燃料タンク
12	工作物	燃料タンク
13	工作物	燃料タンク
14	工作物	燃料タンク
15	工作物	燃料タンク
16	工作物	燃料タンク

資料1：「キャンプシュワブ(沿岸地区)の現有建物等調査 建築物等報告書」

平成19年1月、那覇防衛施設局施設部

2：「キャンプシュワブ(隊舎地区)の現有建物等調査 報告書」

平成19年3月、那覇防衛施設局施設部

注)：燃料タンクに防油堤は設置されていません。

6.24.2.3 評価

(1) 工事の実施

1) 環境影響の回避・低減に係る評価

(a) 環境保全措置の検討

土壌汚染の影響の可能性が考えられる現況の施設周辺において、工事前に土壌汚染調査を実施し、土壌汚染が確認された場合は、汚染土壌の処理等の対策を講ずることから、影響は生じないものと評価されたことから、環境保全措置は講じないこととしました。

(b) 環境影響の回避・低減の検討

工事の実施に伴う土壌汚染の影響については、工事前において影響を生じない対策を講じた上で事業を実施します。よって、事業者の実行可能な範囲内で環境の保全に関する配慮は適正になされるものと判断しました。

2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

(a) 環境保全の基準又は目標

「環境基本法」(昭和42年、法律第132号)第9条の規定に基づく土壌汚染に係る環境基準を環境保全の基準又は目標としました。

(b) 環境保全の基準又は目標との整合性

調査及び予測の結果並びに環境影響の回避・低減の検討を踏まえると、土壌汚染に関わる影響を最小限にとどめるよう十分に配慮されていると考えられることから、環境保全の目標との整合性は図られるものと評価しました。